

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成22年6月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 古橋智樹君 | 11番 | 矢口龍人君 |
| 2番 | 小松崎誠君 | 12番 | 和田正美君 |
| 3番 | 加固豊治君 | 13番 | 藤井裕一君 |
| 4番 | 古川誠一君 | 14番 | 矢口栄造君 |
| 5番 | 井坂悦司君 | 15番 | 桂木庸雄君 |
| 6番 | 佐藤文雄君 | 16番 | 関利夫君 |
| 7番 | 中根光男君 | 17番 | 圓城寺正道君 |
| 8番 | 鈴木良道君 | 18番 | 栗山千勝君 |
| 9番 | 石井幸雄君 | 19番 | 山内庄兵衛君 |
| 10番 | 小座野定信君 | 20番 | 廣瀬義彰君 |

欠席議員 なし

出席説明者

| | | | |
|--------|--------|-----------|-------|
| 市長 | 坪井透君 | 土木部長 | 松澤徳三君 |
| 副市長 | 圓城寺和則君 | 会計管理者 | 大塚隆君 |
| 教育長 | 大竹三千代君 | 消防長 | 井坂沢守君 |
| 市長公室長 | 塚野勇君 | 教育部長 | 横瀬典生君 |
| 総務部長 | 山中修一君 | 代表監査委員 | 板屋毅君 |
| 市民部長 | 川島祐司君 | 水道事務所長 | 仲川文男君 |
| 保健福祉部長 | 竹村篤君 | 農業委員会事務局長 | 中島邦之君 |
| 環境経済部長 | 山口勝徑君 | | |

出席議会事務局職員

| | | |
|-------|----|------|
| 議会事務局 | 局長 | 土渡良一 |
| 〃 | 係長 | 乾文彦 |
| 〃 | 係長 | 坂本敏子 |

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 圓城寺正道議員
- (2) 古橋智樹議員

(3) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 圓城寺 正道 議員

(2) 古橋 智樹 議員

(3) 栗山 千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

| 通告順 | 通告者 | 質問主題 |
|-----|-------|--|
| | | (質問の区分) |
| (1) | 圓城寺正道 | 1. 農地利用集積事業について |
| | | 2. 天下り人事について |
| | | 3. 公共施設の禁煙対策について |
| (2) | 古橋智樹 | 1. 2期目でできる改革実行とマニフェスト |
| | | 2. 現政府における当市財政の計画と改革テーマ |
| | | 3. 温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針 |
| (3) | 栗山千勝 | 1. 市の農業施策について |
| | | 2. 都市計画の見直し。市による活性化は望めないか |
| | | 3. 3月定例会議決後の国県補助金カットについて |
| | | 4. 道路予算の使途に問題はないか |
| | | 5. すべての公共工事は事業課設置で |
| | | 6. 環境問題の取組みについて |
| | | 7. 下水道無断宅内工事、受益者負担金の猶予について |
| | | 8. 人事について |
| | | 9. 政務調査費の使途について |
| | | 10. 市の防災計画の取組みについて |
| | | 11. 市長の関係する企業の数筆の農転違反について |
| | | 12. 効率の良い行政運営について |
| | | 13. 会計課の支出は担当部署よりの支出伝票により支出する。内容の精査はしないとすることについて |
| | | 14. 霞ヶ浦新庁舎出入口に右折、左折ラインを |

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

会議に先立ち、本日議会事務局職員により登壇者の写真撮影を許可しましたので、ご連絡いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は 3 名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

17 番 圓城寺正道君。

[17 番 圓城寺正道君登壇]

○17 番（圓城寺正道君）

ただいまより平成 22 年第 2 回定例会の一般質問を行います。

私もここテレビなどちょっと見ますと、政権与党である民主党が、首相が退陣に追い込まれ、非常に関心の深いことがニュースになって流れております。政権をとっても約束守らずに退陣に追い込まれるのが実際であります。かすみがうら市も今度立候補する坪井透、相手候補はわかりませんが、やっぱり公約は守り実現することが第一のことと私は思います。これは坪井市長には頑張っていたいただきたいと思っております。

それでは、ただいまより一般質問を私のほうからやらせていただきます。写真結構です。

議長、静粛にお願いします。

初めに、農地利用集積事業について、私のほうから伺います。

農水省が農地対策の仲介に 10 アール 2 万円ほどを助成する農地利用集積事業について行っていくことに対しまして、利用権設定の期間を 6 年以上とし、農地の貸し手が農地利用集積円滑化団体、市町村や J A などに貸し付け先を委任することが条件にすようになっております。改正農地法の施行に伴い、農地の利用集積を加速させることが目的に、同団体が仲介して利用権を設定した場合に助成すようになっております。市では、その取り組みに対して、今から先どのような方向づけでやっていくのか、市長に伺います。

次に、今、騒がれている民主党がやった褒められる刷新会議におかれまして天下り人事について、政府も行い、廃止、それから見直しという段階になっております。

我が市でも、いろいろ天下りがありまして、ここで調べた結果、情報公開条例に基づき調べた結果、市職員退職者の人事、勤務形態、給料月額、補助金について伺います。

まず、市内各種法人の勤務形態であります。名前は申し上げて悪いですから、イニシャルで行います。商工会、特別認可法人〇さんと申しませうか。局長給料が大体41万8900円。それに含めて地域手当が68万5050円。それに市の補助金2511万1000円。それに何かわからないプレミアム商品券です、これが1200万いっております。調べた結果、ほとんどが人件費になっておりますが、補助金というのは人件費に該当するもので行うものですか、これは市長に伺います。

次に、社会福祉協議会もそうでございます。イニシャルでいえばTさんと申しませう。局長給料が20万円、補助金が4900万円。これもほとんど人件費に使われると思います。

次に、シルバー人材センター。さっきも社会福祉法人ですね、今度も社会福祉法人でございます。局長給料が20万5000円、嘱託職員。次に、KさんでもSさんでも結構でございますから、KさんとSさんにします。次長給料が17万、補助金が700万というように出しております。このほかに県の補助金も出ております。こういう中で、見直しをするのかしないのか、そして、今はやりの刷新会議でもやられたのかやらないのか、その点含めてお伺いいたします。

次には、公共施設の禁煙対策について伺います。

健康増進法というのは皆さんご存じでしょう。人に危害を加え、非常に煙にまく。それでセクハラにもなるということで、健康増進法ができました。県におきましては、健康づくりの取り組みの1つであります受動喫煙防止につきまして、平成16年3月に作成した茨城県たばこ対策県民運動指針というのがあります。及び健康いばらき21プランに基づき推進室ございますところでふれ回っていると思います。

この通知では、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向について、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として、全面禁煙であるべきであると述べております。全面禁煙が極めて困難な場合には、当面施設の対応や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることもするとなっております。それに、野外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要であるとも載っております。

こういう通知があった場合に、我が市ではどういうとり行いをやっているのか。今でも公共の灰皿を使い吸っている方が多数見られます。これを早く除去するか、片づけるかして、誠意を見せることも大事であります。旧霞ヶ浦では、即刻灰皿を片づけ、それで皆さんが守り、禁煙対策を行う施設を別につくりました。今度できた新しい庁舎とこっちかの比較をしてみても、ちゃんとそれは吸う方の何も権利もちゃんと一応それに対策、早急にできませんから、その対策も講じられていると思います。

この点に対して、公共施設全面に対して一番ご理解のある教育長と、それをどうするかという市長に第1回の答弁として求めます。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

圓城寺議員の質問にお答えをいたします。

1点目の農地利用集積事業につきましてお答えいたします。

農地利用集積事業につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、今年度農林水産省で制度化されたものでございます。

議員のご質問のように、農地利用集積円滑化団体が新たに利用権を設定した面積に応じまして、10アール当たり2万円の奨励金が調整経費に利用するために交付されるわけであります。また、農地の利用調整を担うコーディネーター等の設置に係る経費も助成されます。農地利用集積円滑化団体としては、市町村や農業協同組合、また担い手団体などがございますが、現在、土浦農業協同組合が事業実施に向けまして、準備をしているところであります。

農業の活性化を図るための手段として、農業経営の規模拡大も考えられますので、本市といたしましても、この施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

2点目の天下り人事につきましてお答えをいたします。

職員が退職後に職務経験やこれまで得た専門的な知識、能力、地域社会にそういったものを還元することは市勢発展のためにも大変有効なものであるというふうに考えております。

そのためには、設立目的や経緯、地域におきます活動状況などから、市が関係する団体からの依頼に応じて、人材の支援を行うこともその方策の1つというふうに考えております。一方で、在職中の職務と関連の深い民間企業への再就職につきましては、市民の信頼を損なわないよう配慮することも必要であるというふうに考えております。

現状につきましては、総務部長から答弁をさせていただきます。

3点目の公共施設の禁煙対策につきましては、庁舎を初め、各小中学校におきましても既に取り組んでいるところでありますが、それぞれの進捗状況につきましては、教育長並びに総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

学校の禁煙対策につきましてお答えをいたします。

市内小中学校につきましては、児童・生徒への受動喫煙の防止をする観点から、平成15年に県の教育委員会からも公立学校の分煙、敷地内禁煙への取り組み通知がございましたが、それ以降、敷地内及び建物内を全面禁煙としております。そして、それを来校者すべての方にご協力をいただいているところでございます。

また、市民の皆さんに利用していただく公民館、郷土資料館、体育施設等につきましては、館内禁煙とし、屋外については、受動喫煙の防止を図るため、喫煙所を設け、分煙対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

圓城寺議員さんのご質問にお答えをいたします。

2点目の天下り人事についてでございますが、退職者の再就職という状況でございますが、これまでも社会福祉協議会や商工会などに再就職をした事例がございます。本年度の状況を申し上げますと、先ほどもございましたが、社会福祉協議会と商工会の事務局長職、また、シルバー人材センターの次長職員ということで、それぞれ再就職をしております。

また、再就職した方々の勤務形態につきましては、2つの法人が嘱託職員、残りの1つの法人が一般職員として雇用されている状況でございます。どの法人も月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までの勤務となっているようでございます。なお、給料、報酬等につきましては、ただいま議員さんから調査された内容についてのご指摘等をいただいております。そのとおりの状況であるというふうに思っております。また、補助金につきましては、各担当部署において、それぞれ補助金要綱に基づき、交付をしているところでございます。

商工会につきましては、補助金につきましては会員等の数等ということで、運営費等ということで交付をされております。また、社会福祉協議会の補助金につきましては、人件費、さらには運営費等でございます。シルバー人材センターにつきましても、人件費、さらには運営費ということで、交付をされている状況でございます。

次に、3点目の健康増進法に伴います庁舎の禁煙対策のその後の進捗状況ということについてお答えをいたします。

これにつきましては、これまでも何回かご指摘をいただいております。施設の利用者等を考慮いたしまして、施設内に、建物の以外でございます、喫煙所を設置してございまして、分煙と受動喫煙防止対策をしている状況でございます。建物から少し離れた場所にそういう喫煙所を設けているという状況でございます。

その後の進捗状況ということでございますが、平成22年2月25日付で厚生労働省の健康局長より、受動喫煙防止対策についてということで、それぞれ自治体に通知がございました。今後は、さらにその内容を協議検討しまして、よりよい受動喫煙防止対策のために、現在設置をしております庁舎の喫煙所設置検討委員会を中心に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

担当部署から、ということで聞いても返答がないですけども、まず、1番の農地利用集積事業です。

これは、全然進んでいない、やっていない、やる気がないということで承っていいんですか。

そういうことで、これ担当部署のほうからお聞きします。

次に、天下り人事です。

非常に高額給料であります商工会から申し上げます。

この地域手当です。これはどこへ入るんですか、第1点。

次に、商工会の中で人件費です。5050万2913円になっています。その中には、職員人件費、講習会、金融指導などに要する経費。これを内訳で申し上げてもらいたいんですけども、金融機関指導に要する経費での講習会、これは幾らほど使っているんですか。これの残りが人件費と思います。次に、管理費です。これが2331万1013円。これが事務費、家屋費、会議費、雑費、その他に要する経費、その他に要する経費なんてわかりませんが、できればお答え願います。それで、どのくらいの平米数でどのくらいのことで家賃を払っているのか、会議はどんなことをやったのか。できるだけのお答えで結構でございますけれども、わからないなら後で文書でも結構でございます。

それで、先ほども言いました人件費が大幅に違う理由、これも商工会含めての局長の格差が広い。事務局長、次長。中でもまさか局長さんはまだ天下りで行っているのでしょうかからわからないけれども、天下りでしょうが、次長さんが天下りなんですか、そこらも言ってもらってはということで私が聞きたいんですけども、言っただけならば幸いです。

次に、公共施設の禁煙対策でございます。

受動喫煙防止装置の具体的方法の中に、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙にすることが望ましいと書いてあります。全面する気持ちがあるのかなのか、そこら辺を、まだ今分煙の施設をつくるというけれども、ここに載っていますのは官公庁、医療施設というのは全面禁煙にすることが望ましいと書いてあるんです。やっぱり模範となるのは官公庁。そういう模範になることをやらないのかやる気がないのか、これもお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

それでは、圓城寺議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、農地利用集積事業でございますが、農地の集積は大型機械の導入を可能にしたり、作業効率を上げるためにも最も重要なことであると認識してございます。

市長の答弁と重複するところもございしますが、この事業の要点を申し上げますと、農協や担い手協議会、それから土地改良区が農地利用円滑化団体となることができまして、農地の所有者から委任を受け、その者を代理し、先ほど圓城寺議員さんが言われましたように、6年以上の利用権貸借のことが条件になります。設定されまして、担い手に農地の貸し付けを行う。22年度、本年度から24年度までの3カ年の事業ということでございます。

また、団体が借り入れました農地を利用して、新規就農希望者等の研修も行えるというようなことでございます。10アール当たり2万円の交付金は、先ほど市長が申し上げましたとおりでございますが、農地利用円滑化団体に交付されまして、農地集積のための農地の貸し手、借り手への奨励金、さらには貸借の意向調査、さらには農地を面的にまとめる計画書作成等に充てることもできることになっております。大変重要な事業と認識しておりますので、かすみがうら市

といたしましても、積極的にこの事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、続きまして天下り人事につきましてでございますが、市のほうから商工会のほうに助成をしてございます。人件費でございますが、リーディング事業といたしまして、県からも局長さんの報酬というような形で助成がされているというところでございます。

商工会のかすみがうら市からの補助金については、22年度予算といたしまして、2511万、先ほど圓城寺議員さんが言われたとおりでございます。前年度比97%でございます。合併前の16年度と比べますと85%となっております。人件費を含めまして、商工業の振興事業に充当されていると認識しております。先ほど申し上げましたように、県のほうからも商工会に対しまして助成されております。また、市のほうからも人件費を含めまして商工業の振興事業ということで、助成してございます。

先ほどご質問の中にありましたように、管理費等につきまして、詳細につきましては、現在把握してございませんので、後ほど文書によりまして、報告を申し上げますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えを申し上げます。

3点目の関係でございますが、全面禁煙というようなことでのご質問がございました。

ご質問の中で、全面禁煙につきましては、ご質問の中にもございましたように、多数の者が利用する公共的な空間につきましては、原則として全面禁煙にするべきということが示されております。

また、全面禁煙が極めて困難な場合においては、当面の利用ニーズに応じた受動対策を進める必要がある。さらには、屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的な空間につきましては、受動喫煙防止のための配慮が必要というようなことで、それぞれ国から示されているところでございます。私ども、全面施設等の全面禁煙に向けまして、ある程度理解をしていただく期間も必要かというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

第1点からまた農林水産部長にお聞きします。

私はいつからやっているのか、やった経過があるのかと聞いているのです。全然取り組みをやっていないと私は承っております、先ほども言いました。市の取り組みとしてできるのか、できないのか。議員さんに頼んだ経過があるのかないのか。全然そういう足跡が見られないから、私はこれを質問しているんです。それもう一度そのところお答えください。

次に、天下り人事のことも聞いているんですよ、これ。特別給料を払っている地域手当は何に

使われているんですかと、私は聞いているわけ。どこへいったんですか、この地域手当というのは。これは月額41万8000円というのは、べらぼうな数字でしょう。それに引き続き、前には補助金は調べた結果はわからないですけれども、常陽銀行さんがやっているところは半分出したと聞いていますよね。金融機関のそれにさっきも言いましたそこもちょっと答えてください、今答弁漏れになっていますから。

それで、あと一つは、坪井市長が出しておる平成22年度かすみがうら市商工振興対策事業補助金交付確定通知書の中に、補助金の条件に違反したとき、または虚偽のその他不正な手段により補助金等の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部、または一部を取り消し、交付した補助金の返還を命ずるとなっています。その点に対して、そういうことを調べた結果、監査委員にお聞きしますが、そういうことありましたか。不明なことがあったのか、この補助金を人事に使ってはいいいのか、何の数ともやっていないけれども、監査委員は調べた結果があるんですか、ないんですか、お聞きします。

3回、これで終わりですか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○17番（圓城寺正道君）

暫時休憩は議長が言うんですよね。

○議長（桂木庸雄君）

はい。

○17番（圓城寺正道君）

違うんですか。

3回ですか。これ3回で終わりですか。今、3回目。

○議長（桂木庸雄君）

はい。

○17番（圓城寺正道君）

じゃ、そういうことで、わからぬ点というのは今回で終わりですから、明確に答弁してくださいよ。答弁しないと4回目やるほかないですよ、どうですか、議長さん。

○議長（桂木庸雄君）

いや、原則ですから、会議の。

○17番（圓城寺正道君）

そういうことで、なるべく議運でもお諮りして、なるべく答弁は短く、簡明にと言ったでしょう、議長さんが。私らは通告を入れてありますから、佐藤さんにも協力依頼。いちおう語っているんですよ。長いようですけども、言われたからね。だけれども、答弁がなっていないから長くなる。だから、その点を含めて、今回3回で終わりですから、明確な答弁、できないはできない。それで結構でございます。よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

圓城寺議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、農地利用集積円滑化事業でございますが、現在、かすみがうら市の取り組みでございますが、先ほど申し上げましたように、この事業の事業主体になれるのは、市町村、あるいは市町村農業公社、農業協同組合、地域担い手協議会、それと土地改良区の5つの団体等が事業主体になれるというようなことになってございます。

ただいま、かすみがうら市といたしましては、農業協同組合、それから地域担い手協議会が事業主体になっていただければというようなことで、検討をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。さらに土浦農業協同組合では、いち早く手を挙げまして、事業主体になりたいというようなことで、進んでいるというふうなことでございますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

先ほどご質問ございましたその件につきましては、その項目につきましては、監査は実施しておりません。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

答弁漏れがありまして、申しわけございませんでした。

商工会の関係の圓城寺議員さんは決算のほうから言われたのかなと思います。金融機関の指導、さらに地域手当等も含めまして、手元に資料がございませんので、後日文書で報告させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

[圓城寺議員「あと刷新会議をやったのか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

刷新会議等につきましても、ちょっと手元に資料がございませんので、それを含めまして報告申し上げますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

通告に従い、3項目について一般質問を行います。

項目第1点目として、2期目でできる改革実行とマニフェストについて質問いたします。

来る参議院半数の任期満了に伴う参議院選挙が間近となり、民主党連立政権の無責任な財政運用が露呈されている状況であります。これまでの景気の動向を省みずに、多額の赤字国債を平然と財源とした子ども手当や、支離滅裂な失態となった普天間米軍基地移設の問題を初め、民主党

の将来性のない無責任、無計画な公約マニフェストの実行に多くの国民があきれ返る始末であります。そのような状況に、我々市民としても目先の金や都合のいい二枚舌にだまされることなく、将来にわたって責任のある施策を正しく選ぶことが、皆さんの安心した生活の選択肢であり、皆さんの安全な将来の道筋でございます。

私たちのまちづくりと生活に必要な仕組みは、果たして働かずしてもらえる子ども手当なのか、汗水垂らして働き還元される扶養控除であったのか、いま一度憲法に定めた国民の義務にのっとり、正しい政権やリーダーを選択しなければなりません。

当市におきましても、来る7月の市長選挙に対して、さまざまな方面から掲げられている国民健康保険税の大幅値下げ案、市長や市役所職員の給与の大幅削減といった費用対効果や財政運用において、根拠のない値下げ競争。さらには市内の地域間競争。さらには景気が悪いから変えてみたいという思慮のない改革は、我々市民にとってもはやまやかし、無意味な敵対意識であることをかすみがうら市民として、見抜けなければ市の発展はないと断言するものであります。

そのことから、さきの平成21年第4回定例会の鈴木議員の質問に答えた坪井市長のおのれのためでもなく、行政組織のためでもなく、広く市民や将来の市の利益向上のために、まちづくりに取り組んできたという言に、次なるかすみがうら市のために責任ある施策を市民に伝え、理解いただかなければなりません。

坪井市長は2期目の出馬を表明いたしました。今後、来る市長選挙に向けて意欲を示された現職の市長として、その意思を市民に理解と浸透させる責任があります。当市の優先課題や改革について、1期目とは異なり、継続するからこそ実現できる可能性や、そのマニフェストをお伺いいたします。

続きまして、項目第2点目として、現政府における当市財政の計画と改革テーマについて質問いたします。

自民党・公明党による政府がこれまで国の財政債権の目標により、地方に税源を移譲し、地方交付税の交付額を縮小させてまいりましたが、民主党連立政権政府となつてから、総務省の平成22年度地方財政計画において、地方交付税に対する措置は、実質的な地方交付税として、過去最高の24.6兆円の交付を行い、リーマンショックの余波による全国の景気低迷の地方税減収とほぼ相殺するという状況でございます。

そのことから、当かすみがうら市でも、平成22年度の当初予算は法人税の割り合いが比較的小さいことから、地方税が4.0%減少であっても、地方交付税が8.0%増加したわけでございます。民主党の政権により、総務省がこれまでの地方財政債権の方針転換をした上での措置であります。地方交付税に依存する地方自治体にとって、苦しい財政状況をいつときしのぐことができたわけでございますが、その補てん分を国や地方交付税の不交付団体である自治体が痛みを分かち合ってくただけでございまして、根本的な解決に至れた状況ではございません。

さらには、各地方自治体も子ども手当などの民生費が大幅にふえ、費用対効果として採算や循環が比較的存在する公共投資事業は、軒並み減少を続けております。いづこかに金の動きが悪循環としてよどんでいることが不景気の原因でございます。日本の円にかかわるレートの変動は、多少あるものの、世の中の円の量は変わるどころか紙幣発行は続けられているわけでございます。その状況を国が率先して解決すべきところを前日の地方交付税の再分配や、郵政民営化の見直し

など、民主党連立政権が安直に公的な循環を再分配しては、本来胎動すべき改革をとめてしまうという状況でございます。雇用の問題の解決と言いながら、マニフェストで掲げた法人実行税率の目標も定められない政府の状況であります。

そのため、国の財政計画が右往左往しているからこそ、地方はより賢固な財政計画をコンスタントに示すべきだと存じます。

したがって、当かすみがうら市における財政計画の行き先は、市役所組織の予算を執行するだけのものであってはなりません。事業の費用対効果が100%は確実な循環をなすのであれば、予算を執行するだけの計画であっても大いに結構でございますが、そのような効果はあり得ないわけであります。

前回、議会へ提示されました財政計画では、合併特例債事業の絞り込みがなくては赤字となるとのことで、一部事業の凍結の根拠とされましたが、その後、先ほども申し上げましたとおり、社会情勢、経済情勢の変化にタイムリーな財政計画をこの市民の目線が集まる市長選挙の折に、どのような負担バランスがよいのか、浸透させるべきであると考えるものでございます。

これまでの当市の財政計画にかかる答弁には、消極な内容からめり張りがとれず、市民に財政改革の意思やテーマの浸透が行き届いていないと察しますが、改めて現政府の方針における当市の財政計画について、簡潔に何を伝えるべきかお伺いいたします。

最後に、項目3点目として、温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針について質問いたします。

鳩山首相の采配ぶりに支持できるものはほとんど皆無であります。私として唯一評価してあげたいものは、温室効果ガス25%削減の意思表示でございます。

その鳩山首相の発言は現実性がない。突拍子もないとの評判ばかりではございますが、本当に愛する我が子どもたち子孫の地球環境を考えるのであれば、世界中が本気で考えなければならぬこと、これは、温室効果ガスの削減を初めとした地球環境の問題であり、既に地球環境は、その発言をやゆする段階ではないのでございましょう。その世界経済情勢の偏りから、削減目標に対し、納得しがたい利益誇示の事情もさまざまでございますが、子孫繁栄を願う全世界共通のヒューマニズムを決して軽んじてはなりません。笑い飛ばしてもなりません。そのことから、地方議会、地方行政のレベルでもいま一度考えるべきと、私は心から願うものでございます。

温室効果ガス削減への環境配慮は、近年、行政にとりましても常套句ではございますが、具体的施策の取り組みは、テレビCMなどに見受けられますように、各民間事業所任せの現状でございます。行政も一事業所として、各部局、水道事務所のレベルで具体策として、削減対象と、カロリー目標値を市民への効果として設定すべきであると存じますが、自治体としての志と、今後の具体的な方針、取り組みをお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の2期目でできる改革実行とマニフェストにつきましてお答えをいたします。

間もなく、私の市長としての任期を迎えることとなりますが、この4年間市民の融合や市民目線でのまちづくりの推進、行政改革や入札制度改革への取り組み、またまちづくり計画につきましては、5つの重点目標を掲げ、市の将来像の実現に向けました施策に取り組んできたところでございます。

さらには、行政経営の視点から行政評価システムの導入を図り、総合的な視点からの事業評価や効率的な事業運営など、行財政運営の推進に努めてきたところでございます。

私が目指すまちづくりにつきましては、市民の皆さんが明るく、生き生きと生活ができる、そういうかすみがうら市にしたいという思いで、これまで力いっぱい職務に精励してきたと考えております。この間、議員の皆様や市民の皆様方からいただきました時には温かく、時には大変厳しい声を真摯に受けとめてまいりました。

今後、2期目に当たりましては、合併の総仕上げの時期を迎えようとしている中で、後期基本計画の策定や私のマニフェストに基づきまして、子どもたちが夢と希望の持てるまちづくりの推進を初め、地球温暖化への環境問題への対応、さらには市民の健康づくりの推進、地域産業の活性化や市民協働のまちづくりの推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、これらの施策を進めるに当たりましては、持続可能な市政を実現するためにも、強固で弾力的な財政基盤の確立が不可欠であります。

これらの施策を着実に進め、市民の皆さんが夢と希望を持って学び、働き、そして長寿社会を生きがいを持って楽しめる人生の活躍の舞台づくりが私の目指すかすみがうら市づくりでありまして、そのためにも全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2点目の現政府におけます本市の財政計画と改革テーマにつきましてお答えをいたします。

これまで、本市では徹底した歳入・歳出の見直しを進めながら、新たな行政課題への対応を目指してきたところであります。

昨年秋の鳩山内閣の誕生以来、マニフェストに基づく政策の転換が行われ、とりわけこれまでの地方の行政運営に大きな影響を与えたのは、コンクリートから人へという方針ではなかったかと思えます。八ッ場ダムの凍結がセンセーショナルに取り上げられ、公共事業の縮減と引きかえに子ども手当などの社会保障制度の拡充が打ち出されました。

しかしながら、ご案内のように今般の厳しい局面を受けて、鳩山首相の退陣が突如表明されたところでございます。

このように、今後の地方の行財政運営は、不透明な状況にありますけれども、それぞれの地域課題に沿った政策選択が求められると考えます。

現在、私が考えております行政運営の方針としましては、「安心」「活力」「地域の選択」が重要であるというふうに考えております。

安心につきましては、社会保障の充実とあわせまして、学校耐震の推進や生活インフラの整備による安心して生活できる環境づくりが重要であると考えます。

活力につきましては、農業の再生や企業立地による地域経済の発展とあわせ、産業発展の基盤となるインフラ整備による活力ある元気な地域づくりが重要であるというふうに考えております。

そして、財政状況が厳しくなる中で、これからハード事業とソフト事業を効果的に展開するた

めに、市民との協働による政策を選択し、重点化していく必要があるというふうに考えるものであります。これらを踏まえ、めり張りのある行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

3点目の温室ガス削減に向けた市の対応方針につきましては、環境経済部長並びに水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

それでは、古橋議員さんの3点目の温室効果ガス削減に向けた市の対策方針につきまして、お答え申し上げたいと思います。

市の公共施設における対策といたしましては、平成19年3月に策定いたしました温暖化対策実行計画に基づきまして、市が行うすべての事務事業を対象としているところから、各職場で紙類や燃料の削減、節電や節水などの温室効果ガス削減に取り組んでいるところでございます。

また、削減の目標値につきましては、平成19年度から平成23年度の5年間で、温室効果ガスの排出量を4%削減することとしておりましたが、平成20年度においては、15%の削減を達成することができております。しかし、国では先ほど古橋議員さんがおっしゃられましたように、鳩山首相が2020年度までに1990年度比で25%削減することを述べていますように、さらなる取り組みが必要となってくると考えております。

今後につきましては、エネルギーの使用の合理化に関する法律、省エネ法でございますが、の改正によりまして、燃料、資源の有効な利用の確保に資するよう、さまざまな措置等を講じることが必要となってくるため、それらも踏まえまして、平成23年度予定の新温暖化対策実行計画を策定したいと考えております。

続きまして、目標値でございますが、国と同様2020年度までに1990年度比で25%削減する意思を持ってCO₂削減に努力しなければならないと考えてございます。

具体的な方針と取り組みでございますが、先ほど申し上げました平成23年度策定予定の第3次温室効果ガス排出制御実行計画の中で、策定してまいりたいと考えております。今後とも、先進自治体の事例等も研究しながら、温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針について、調査検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

3点目の温室効果ガスの削減へ向けた市の対策方針の質問のうち、水道事務所における現状と取り組みにつきまして、お答えいたします。

まず、現状につきましては、CO₂の年間排出量を平成21年度ベースで申し上げますと、水道

事業消費電力量は、年間265万7000キロ・ワット・アワーであります。これに東京電力株式会社管内二酸化炭素（CO₂）排出係数0.322トン・千キロワット・アワー、これをもとに算出いたしますと、年間CO₂排出量は882トンとなります。

次に、取り組みにつきましてでございますが、前年度の例で申し上げますと、志筑野寺浄水場の配水ポンプの更新により、ポンプ稼働時のCO₂排出量約28%削減が可能となりました。本年度につきましては、上稲吉第2浄水場取水ポンプの交換を予定しております。同様に省電力タイプ機種への変更を考えております。

今後とも多く電力を消費する取水ポンプ、送水、配水ポンプの更新時期に合わせ、省電力タイプに順次切りかえていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

順番は違うんですが、温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針について、お伺いしたいと思います。

水道事務所の答弁のほう、よくわかりました。それで、環境経済部の山口部長さんにお伺いしたいんですけども、答弁の内容が私が今聞いた限りでは、総務部主管のような感じにも受け取られたんですけども、環境ということで、山口部長さんがお答えいただいたのかなというふうに理解したいところなんです。既に平成19年に温暖化対策実行計画を策定されて、既に20年度においては、15%の削減という大変立派な達成をされているというような答弁でございますけれども、その後、その答弁の後ろには、平成23年度版を新策定したいというようなことでございまして、15%も削減してあるのであれば、そのまま実行されてもよろしいのかなと思うんですが、私も念のためかすみがうら市のホームページで温暖化対策実行計画と検索をかけるんですけども、一言も、ワンフレーズもヒットしないんです。

私も当時、平成19年3月はいろいろ忙しい時期でございましたから、余りエコに対して意識も私がちょっと薄かったから、通り過ぎていたのかもしれないけれども、議場内で配付したのかどうか、記憶がちょっと調べが間に合わなかったんですが、何かこの改めて策定するということは、これだけ前回実績あるので、そのまま継続なさればよろしいんじゃないですか、この点についてお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ただいまの質問にお答え申し上げたいと思います。

かすみがうら市の温室効果ガス排出量が全体で4,070トンというような数字が出てございます。その中で、23年度策定いたします。さらには鳩山首相が申し述べております25%削減にするには、1,000トンからの削減というようなことになるわけでございます。非常に難しい面もございまして、23年度の計画の中に、現在ある施策、あるいはその他先進地の施策等々を検討・研究しま

して、その行動計画の中に組み入れていきたいと考えておりますので、そういったことをご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

3回目の質問をしますが、これだけ本当に実績があったら、京都議定書のほうで定めます排出権、排出量とか、この取引ができるぐらいの実績だと思うんです。現状としては、市役所の職員の通用口のほうにもあるとおり、古紙の重さをはかったりということで、今までいかに無駄な消耗品もあったのかということと15%にたどり着いたとは思いますが、私は、この質問の趣旨の先には、市民一人一人に実行していただけるような、そういう努力を設けてほしいということなんです。

事業所の中だけ、確かにかすみがうら市役所の事業としてのいろいろ上位機関からノルマはあるのかもしれませんが、かすみがうら市役所の仕事は市民のための仕事でございますから、そういったことに基づいて、温暖化の対策実行計画というのを考えてもらいたいと思いますので、何かその23年度版は京都議定書に基づくような形、それから市民にスーパーのレジ袋とか、そういったものより一歩踏み込んだエコロジーの意識を實踐できるもの、そういうものをどのように盛り込む予定なのか、部長さんから再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

かすみがうら市には、かすみがうら市温暖化対策実行計画推進会議がございます。その中で、今後、かすみがうら市が温暖化対策に対しまして、どのように考えを、行動をしていったんだということで、ベスト策を考えてまいりたいと考えておりますが、現在行っている諸施策、段ボールや新聞紙等の回収、あるいはそういったものの再資源有効利用の推進、さらには市民の皆さんにご協力をいただいているレジ袋の無料配布の中止、さらにはかすみがうら市で行っておりますごみの減量化、分別収集、コンポストの購入に対しましての助成等々を踏まえまして、25%の削減に向けた施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時24分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

今度順番になったことで、私のほうから。

まず、議長に私はお願いしたいことは、今、古橋議員のほうからの質問でもって、途中でしり切れトンボでしまちゃったということは、全く議長がそこに座っていて何をやっていたのか。あるいは事務局長がそこで何でもといということで訂正できなかったのか、本当にこれ、かすみがうら市議会として恥ずかしい事態ですよ。

[発言する者あり]

○18番（栗山千勝君）

何が何でも3回ということではなくて、簡明な答弁ということも議長は執行部に対して言っているんだから、ただしり切れトンボのような答弁でもっていいものかといったらそういうものじゃないし、議長の責任において簡明な答弁をさせるのが当たり前の話。まだ、私が過剰な行き過ぎた質問をしているんならばどんどん注意してもらって、また、議員各位が私が質問しているときに不適切な発言、やじ的な不適切な発言あったらば、きちんとこれ答弁をさせていただきたい。まず、ご忠告を申し上げまして、質問に入りたいと思います。

1番目の農業施策についてと。

遊休荒廃農地の対策はいかに。集積化による利用はということで、これ圓城寺議員のほうからも質問ありました。そういう中で、地域の担い手協議会、あるいは土地改良事務所、あとはJAでというようなことですが、これを動くのには、やはり予算措置しなくてはならない。その財源はどこから充てるのか。これは時間的には余裕は十分あったんですから、担当部長じゃなくて、市長をお願いします。

農振農用地の保全と見直しについて。

これ、農振農用地の図面なんか見れば、本当にもう少しきちんとした見直しをすべきではないのかなという点が多々あるわけです。そういう中で、農振農用地を無断転用している者もあるわけです。そういう者もどういうふうに指導していかなくてはならないか、これ、私も農業委員の1人、議会から3人行っています。5月26日の農業委員会でもって、その他の案件でもって私は質問しました、それは農業委員として。現況調査を私も5月にやりまして、私の知る範囲でもってこことこことこが農振農用地転用違反だよと案内してやりました。こういう農振農用地の保全をどうしていかなくてはならないのか。あと、見直しについてお伺いします。

次に、付加価値をつける農業経営の指導はということで、これ坪井市長は農産物加工においては、もう長年携わっているわけでございまして、農産物の付加価値をつける方法については、超ベテランに私は見受けます。そういう中で、付加価値をつけて売る方法もあるだろうし、あとそのまま農作物を販売する方法もあるだろうし、どのように農家の人たちに指導したらいいのかお伺いしたいと思います。

農地の違法転用と指導について。

先ほども農振農用地の保全と見直しについてと同様なことなんですが、具体的に申し上げます。

これ、かすみがうら市の根当というところがね、2240-2、240-3、240-5、211-1、さらに942-5、942-2、940-3。この点について農業委員会でも何回も私は農業委員会として指導しろと言っておりましたが、一向にこの点について指導しない。さきの委員会で農業委員局長は、パトロールによってそういうものを指導していきたいというようなことなんですが、現況を私は見せているんですよ。私、農業委員として、委員会でもって指摘しているんだから、委員会でとりまとめて・・・すればいいんです、別にその場所でなくても。市長として、これどういう指導されているのかお伺いしたい。

都市計画の見直し。市による活性化は望めないかと。活力あるまちづくりは大規模な見直しが必要と思うが、その考えについてと、お伺いします。

これ、3.3となっているけれども、第1回定例会でもって土木予算がすべて議会で執行部の提案どおり議決されたわけでございます。それが、国・県の補助金が大分カットされた。その内容については、私も資料を持っていますので、市道㊦の8459号の加茂戸崎線、市道㊦6-0006号の新治野寺線、これが約1億500万くらいの補助要望があるのですが、実際に内示されたのが4246万円。市道㊦7096号線、深谷下郷地内線、㊦7133号の深谷松本線、これは内示額ゼロでございます。なぜこういう結果になったかお伺いします。

道路予算の使途について問題はないかというようなことで、これはマルツボ加工センターの入り口です。そこ55平米舗装されていると。ところが、その下が2筆あるんですが、農振農用地。いろいろ聞いてみれば、具体的には申し上げませんが、どうも権限がそこで行使されたというような話も聞いているわけでございますが、実際どういうことなのかお伺いしたいと思います。

次に、すべての公共工事は事業課設置でと。現行では、公共工事は関係課において対応しているが、事業課を設置、対応すべきと考えるが、その考えはということで、予算を持っている各課でもって事業を起こしているわけでございます。しかしながら、合併当時、専門家を選任して置けるというような大変うたい文句でもって合併したわけでございます。いざふたをあけてここまで来た中を見ますと、まず専門家といってもずぶの素人が対応しているという部署も多い。そういう中で、事業課を1つにまとめて、やはり知識のある職員をそこへ一堂に会して事業をこなすということが、安価な工事でいい仕事ができると思うんです。この点についてお伺いしたいと思います。

環境問題の取り組みについてということで、CO₂削減は国策であり、市の今後の取り組みについてと。これは古橋議員のほうからも質問しておりましたが、私ちょっとこう聞いていて、最初は15%の目標というのが、何だか15%削減したというような方向に方向転換されているんですが、じゃ実際に新治広域の焼却ゴムのごみがどのくらい減っているのか。簡単に考えれば全体の15%減れば、15%と読みかえることができるんですが。私は新治広域の組合議員でもあります。ここに議長さんもおられます。この15%削減されたかされないのか、ちょっと私わからないんですが、この15%の削減をしたとしたならば、どういう方策でもってされたのか、具体的にお伺いしたいと思います。

なお、市長の後援会のリーフレットを見れば、人にやさしいエコ社会の形成、循環型社会を促進するため努力してまいりますというような文言も入っているわけございまして、この点について、今後の方策、簡明な答弁をお願いしたいと思います。

この点について、もう一つ。この15%が削減したかどうかは私はわかりませんが、これから15%削減するというのであれば、その予算の根拠となる財源はどこから持ってくるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

次に、つくばファームのその後。これどうなっているか、具体的に。

下水道無断宅内工事、受益者負担金の猶予について。

無断宅内工事による発見後の対応は。課長決裁というのが市の決裁規定で処理できるものなのかということでございます。

前下水道課長は、この負担金については課長決裁だということでした。しかし、これは無断接続なんですから、課長決裁でいいものか。実際どういうふうな決裁したのか。これも具体的に答弁願いたい。さらにこの宅内配管がどのくらいの数上っているのか。どうも委員会、議会のたびに数字が変わってきている。ちょうどこの問題が発覚して1年ですから。この点についてお伺いします。

次に、受益者負担金の猶予。昭和62年ごろから今日まで何カ所ぐらいあるか。また関係資料はないんだというようなことまで、このないというのは、要するに受益者が負担金の猶予申請をしまして、その決定通知を出しているわけですね。その決定通知の資料がない。これおかしな話なんですよ。この資料の管理はどういうふうにするのか。これ旧霞ヶ浦で農業委員会の関係でもって、農業委員会の転用の許可申請が全部なくなってしまった。どこに行ったかわからないというようなことがあったんです。ところが合併して、始末書、これは農業委員長も議員から出ている農業委員も確認しているわけです。それがその始末書もどこに行ったかわからない、いまだに。そういう紛失した資料、管理体制がどうなっているか。紛失したものについて、その後の対応をどういうふうにしたのかお伺いしたいと思います。

人事について。人事は適材適所というが、保身第一、能力不足管理職がいるやにも思うが、市長の職員教育は。これ、総務部長といろいろ問題になる職員、あるいは課について、話もしています。だからほとんど総務部長はわかっていると思いますので、お伺いしたいと思います。

政務調査費の用途について。政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件について。関係者、政務調査費返還するやに聞いているが、なぜそのようなことになったのかお伺いしたいと。

この件については、裁判になりまして、最高裁判所のほうから高裁のほうに差し戻しされています。こういうことが書いてあるんです。上告人の上記主張に係る事実や存否や上記の特段の事情の有無について、十分に審議することなく、単に本件物品の品名を認定し、上記のような本件回答を参酌するだけで、直ちに本件各支出は本件用途基準に反するものとはいえないと原審の判断には、判決には及ぶことが明らかな法令の違反があるというべきであるというような、これ原告が主張したものなんです。この点について、その後についてとなぜこういう問題が発生したのかお伺いしたい。

次に、政務調査費の用途について、差別があるが監査委員としてその実態を知っておられるか。また、指導はされたか。これは前から私言っているわけでございます。去年、おととの政務調査費でもってその中にプリンターのインク、それに新聞の購読料も出しました。そのほかにも出しましたけれども、新聞の購読料だけでほかはだめだということで、では新聞購読料は私、政務調査をするための購読料ではないから、全額返還しますと、これ返還しました。ところが、今年の

政務調査費、プリンターのインクもこれ認められているんです。だから、認める、認めない、どこが判断基準なのか。これ監査委員にお伺いします。

市の防災計画の取り組みについて。このところマスコミ等で火災による死亡事故が多い。特に2階に多く、市の防災対策はというようなことでございますが、たまたま私、家は2階づくりではないので、引っ越しに行ったところ、1階が火災になったときには、まず2階の人がほとんど出られないようなことになっている。それが、やはり火災による死亡事故につながっているのではないのかなど、私は思います。そういう、2階からの脱出方法をかすみがうら市として考えて、市民の安全と生命を守ると。財産と生命を守るというようなことでこう必要なのかなと私は思うわけでございますが、この点についてお伺いします。

市長の関係する企業の数筆の農転違反について。農振農用地転用違反、9筆のその後について。建築確認農地転用申請に虚偽はなかったか、課税はされていると。お伺いします。

効率のよい行政運営について。

委託契約について。委託契約、これ大分契約の方法が変わりましているわけです。これ、4月1日からなのか、いつか私はまだ確認はとっておりませんが、委託契約は非常に問題点も多いわけです。新治広域の持ち込むごみ収集車の関係、あれは長年全部随意契約なんです。それで1社が約45%ぐらい請け負っているわけです。私は何回も広域でも話しましたが、その1社がたまたま大塚団地でもって、その車の後をついて行ったところ、今からここでごみを積むんだから向こうを回れというわけです。私、どけとも何とも言わないです。だまって待っていたんです。それ2回あったんです。衛生車は農集排のマンホールに流してしまった例も。これはそこに働いている社員が言うんだから間違いはないです。あるいは粗大ごみを公然と収集したごみにまぜて広域へ持っていった、こういう事例もあるんです。やはりここで競争されればそういうことはないわけで、その委託契約についてお伺いします。

少ない予算で最大の行政運営をすべきで、実際はどうかと。

次に、会計課の支出は担当部署より支出伝票により支出する。内容の精査はしないということについて。22年4月23日、会計責任者と私話しました。政務調査費の支出は議会事務局より収支報告書により事務処理をするだけで、内容の精査はしないという。監査委員の所見は。

内容を精査しないで支出するというんです。これは物理的には難しいかもしれないけれども、内容を精査しないで支出するというのは、会計責任者としての責任放棄ですよ。これはっきり申し上げたいから見出しに出したわけですから。

次に、霞ヶ浦新庁舎出入り口に右折、左折ラインをと。霞ヶ浦庁舎出入り口に右折、左折ラインを設けるべきと、市長の考えはと。

玉造へ行けばカインズホーム、ベイシア、国道左折、右折ラインがついているんです。そこで、何である道路をつくるとき、あの新庁舎をつくるときにそういう発想が浮かばないのか。大概は考えるべきです。新庁舎のあの建設地のあの真ん前で追突事故を起こしているんです。工事関係者ではないですが、この点について、まず第1回目質問します。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 11 時 49 分

再 開 午後 1 時 31 分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

栗山議員の質問にお答えをいたします。

1 点目の市の農業施策につきましての 1 点の 1 番から 3 番、遊休荒廃農地の対策、農振農用地の保全と見直し、付加価値をつける農業経営の指導等につきましては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。1 点目の 4 番、農地の違法転用と指導につきましては農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

2 点目の都市計画の見直しによる活力あるまちづくりにつきましてお答えをいたします。

都市計画につきましては、ご案内のように合併を機に本市の一体的な都市づくりを進めるため、新市の将来都市像を明確化し、土地利用、都市整備の総合的な指針となります都市計画マスタープランを策定したところでございます。

都市づくりは、長期的な視野のもとに進めていくことが必要でありますので、都市計画マスタープランの目標は、20年後の都市像となっております。

しかし、社会情勢の変化や都市の抱える課題の変化などによりまして、計画の内容が実態と乖離していくことも想定されますので、都市計画の見直しにつきましては、原則として 5 年ごととなっております。新たな課題に対しましては、茨城県の土浦・阿見都市計画区域マスタープランや市の総合計画との整合性を図りながら、計画の見直しを行い、活力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

3 点目の 3 月定例会の議決後の国・県補助金のカット、4 点目の道路予算の使途に問題はないか等につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5 点目のすべての公共工事は事業課設置でにつきましてお答えをいたします。

公共工事につきましては、都市計画の立案から工事の発注、施工管理までの一連の事務を各工事を所管する担当部署において実施しているのが現状でございます。

ご提案いただきました事業課の設置につきましては、専門職を配置することによりまして、高いレベルでの集中管理・監督ができるというメリットも多分にあるかと思いますが、あらゆる部門の工事を執行することになりますので、高い技術力や専門的な経験、あるいはそれに相当する人員の配置が必要になってまいります。また、この部分を一連の事務の中から乖離することになりますので、工事に至るまでの背景や経過、あるいは工事完了後の維持管理との関連も難しくなることも考えられます。

ご提案いただきました事業課の設置につきましては、適正施工、適正管理ができるよう、先進の事例などを参考にしながら今後研究をしてみたいと考えております。

6点目の環境問題の取り組み、7点目の下水道無断宅内工事、受益者負担の猶予につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

8点目の人事につきましてお答えいたします。

人事につきましては、これまでも答弁をしておりますが、適材適所の配置に努めているところであり、職場内外の研修等によりまして、実務の習得や服務規律の確保、また朝礼等を活用しての職員の意識啓発に取り組んでいるところでございます。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

9点目の①政務調査費交付取り消しとその返還措置請求事件につきましてお答えをいたします。

ご質問の件につきましては、本年3月に最高裁判所から東京高等裁判所に差し戻すとの判決があったところでございます。この判決を受けまして、訴訟代理人から関係者に対しまして、これまでの経緯等について説明がありました。関係者からは、この判決を真摯に受けとめ、みずからの意思で政務調査費を市に返還したものでございます。

10点目の市の防災計画の取り組みにつきましては、消防長からの答弁とさせていただきます。

11点目の質問につきましては、昨年第4回の定例会の中で答弁したとおり、県の担当課の指導をいただきながら制度の改善に向けて進めているところでございます。

次の課税の関係につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

12点目の効率のよい行政運営につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

13点目の会計課からの支出関連のご質問につきましては、代表監査委員からの答弁とさせていただきます。

14点目の霞ヶ浦新庁舎出入り口に右折、左折ラインをとのご質問につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○18番（栗山千勝君）

議長、市長に答弁求めて、時間的余裕あるんだから、こん中のところは何で市長が答弁しないの。おかしいんじゃないの。

○議長（桂木庸雄君）

極力そういうような方向で。でも答弁については、執行部のほうの判断ですので、こちらから。

○18番（栗山千勝君）

違うでしょうよ。今のところは市長がわからないじゃないでしょうか。詳細については部長でいいですよ。基本的には議長がああ議会のシステムというのは市長1人いればいいということなんですよ。

○議長（桂木庸雄君）

そういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

○18番（栗山千勝君）

それでは簡明な答弁なんてこと言えないんじゃないの。回答できるでしょう、市長は。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

9点目1番の政務調査費交付取り消しとその返還措置請求事件についてお答えいたします。

ご質問にあります事件においては、本年の3月最高裁判所において、東京高等裁判所に差し戻すとの判決があったところであります。

この判決を受けまして、訴訟代理人から関係者らにこれまでの訴訟の経緯と今後の見通しについて説明を申し上げたいとの理由から説明会を開催されました。これらを踏まえ、関係人がこの判決を真摯に受けとめ、みずからの意思で政務調査費を市に返還しているものであります。

ご承知のように、政務調査費については、詳細なガイドラインを示されておられず、それから一般的な使途基準に基づき、議員各位の説明責任を基本とし、執行してきた経過がございます。一方、時代の推移とともに、領収書の添付や報告書の義務づけなど説明責任を果たすための書類の添付が求められる一方、全国各自治体においては、住民監査請求や住民訴訟が行われているというのが実情であります。

したがって、時代の推移とそれから各裁判所の判事判例を踏まえ、監査職務を遂行してまいりたいと考えております。

それから、9点目の2番の政務調査費の使途の実態に対する認識と指導についてお答えいたします。

ご指摘の件につきましては、一般質問の通告があったことを踏まえまして、5月21日にヒアリングを実施して、平成20年度の収支報告書はゼロ円であったことを確認いたしました。ご承知のように、収支報告書は議員個々の意思に基づきまして作成しているものであります。したがって、この収支報告書の審査においては、不利益・不平等な扱いはなかったものと判断いたします。

さらには、収支報告書の審査に当たっては、引き続き条例、規則、それから各種の裁判の判例等を踏まえまして、審査に当たるよう指導したところであります。

また、個々の判断につきましては、それぞれの事案や内容が異なることから、この場での回答は差し控えたいと考えますので、ご理解願います。

最後に、13点目の会計課の支出は担当部署よりの支出伝票により支出する。内容の精査はしないということについてお答えいたします。

本件につきましても、5月21日にヒアリングを実施し、政務調査費の執行額がゼロ円であったことを収支報告書において確認いたしました。さらには、収支報告における前段の内容については、審査は行わない旨の回答を得ております。

したがって、監査委員といたしましては、会計管理者は、政務調査費の収支報告書として提出されたものについては、審査すべき裁量権はあるが、その前段までの内容については、審査の対象内容ではないものと判断いたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

1点目の1番の遊休農地荒廃地の対策はいかに。集積化による利用につきましてお答え申し上げます。

耕作放棄地については、これまで各議員の皆様からご質問をいただいているところでございます。一昨年度末の農業委員会での耕作放棄地の現況調査では317ヘクタールだったものが、昨年度末には337ヘクタールと、1年間でおおよそ20ヘクタール増加しているのが現状でございます。また、そのうち4.7ヘクタールの改善が見られているのも現状でございます。

借り受けて耕作するものについては、土地の状況にもよりますが、一定規模以上の一団の土地となっていることが望ましいことと思います。しかしながら、昨年度は耕作放棄地の多く見られる地区において、地権者の意向調査を実施いたしましたところ、貸しても差し支えないとする意見が少なかった状況にあります。

集積による方法といたしましては、本年度から施行されます農地利用調整活動支援事業を活用し、農地の集積に努めていきたいと考えております。

また、財源、補助事業、補助率等につきましては、国庫補助が2分の1、県補助が定額でございます1万5000円。それから、市でございますが4分の1となっております。ただ、その事業、例えば再生事業、土地改良事業、営農定着事業等に分かれておりますが、その事業によって、若干補助額、補助率等が変わってきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、1点目の2番でございます。農振農用地の保全と見直しにつきましてお答え申し上げます。

農業振興地域の保全と見直しについてでございますが、現在の状況は、農業振興地域整備計画の随時変更を行ってまいっております。今後は、市全体の基盤整備の状況、あるいは将来の土地利用を勘案しまして、優良農地確保と効率的な活用を考慮しながら、農業の活性化を図りつつ、産業面も視野に入れ、市全体のバランスも考慮し、見直すべきところもあることと感じているところでございます。

続きまして、1点目の3番、付加価値をつける農業経営の指導につきましてお答えいたします。

これまで農業再生が必要だとして、生産から加工・販売に至る六次産業を提唱しております。生産の段階においては、引き続きエコファーマー等の取り組みの支援や農薬の適正使用、指導を行い、消費者から信頼される産地づくりを推進してまいります。

加工販売につきましては、現在生産されている農作物を加工して販売することが、まずは第一と考えております。特に、全国的なシェアを有するレンコンにつきましては、安定した販売ができると見受けられ、数多くの加工品をJA等の直売所で販売されています。また、果樹や野菜など多種にわたる作物が生産されていることから、それらのものを加工販売することも考えられるわけでございます。

農業経営の指導については、農協や普及センター等の指導が最良ですが、他の市町村や他の県で成功している例なども研修することも特に必要だと考えております。

さらに、6点目の環境問題の取り組みについてお答えいたします。

現在、本市では、市役所内部だけではなく、市民や企業と連携しながら地球温暖化防止に取り組むため、レジ袋の削減や無料配布の中止、またエコバッグの普及拡大を図るなど、地域における環境対策について、実践しているところでございます。

今後につきましては、平成23年度に改定を計画している温暖化対策実行計画には、これらの国の目標について、参考にしてまいりたいと考えております。

冒頭の15%の削減、あるいはその理由、あるいは具体策についてお答え申し上げます。

15%の削減につきましては、かすみがうら市役所で取り組んだその結果が15%の削減の実績が出たということでございます。

1 事業所の削減の実績でございます。それから、具体策といたしましては、かすみがうら市役所内部での取り組みでございますが、照明器具点灯時間を短くするというところでございます。それから自動車につきましては、ふんわりアクセルスタート、5秒間20キロで走行をするということでございます。また、エアコンにつきましては、冷房室温設定28度、暖房室温設定20度、フィルターを月に2回程度掃除するというようなことでございます。

パソコン、あるいは電気ポット、コピー用紙の両面使用とするというようなこともございます。等々やった結果が15%の削減を見たということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに、つくばファームにつきましてお答えいたします。

鶏ふんからの悪臭に対する抜本的対策としまして、農水省の補助を受け、家畜ふん尿を生かしたバイオマス利活用施設を設置し、3月に本稼働をいたしました。5月2日の日本農業新聞にも掲載され、この施設は下水処理汚泥の燃焼技術を応用したもので、コンピューター制御で24時間稼働、1日最大96トンの鶏ふんを処理し、約10トンの鶏ふん灰を製造します。燃焼炉は高温で熱した砂を光熱の空気流動させ、その中に一定間隔で鶏ふんを入れ、攪拌、乾燥、燃焼を短時間で行う仕組みで、燃やす温度は800度と高温でございます。

[発言する者あり]

○環境経済部長（山口勝徑君）

それでは、今後につきましては、地元住民の皆さんや関係者の皆さんで施設見学をしまして、稼働状況を確認してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

[農業委員会事務局長 中島邦之君登壇]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

栗山議員さんの1点目、市の農業施策について、4の農地の違法転用と指導についてお答えします。

農業委員会は農地法の遵守について、毎年広報誌などで啓発を行っております。一方、毎年期間を定め、農業委員3名と事務局とで農地パトロールを行っております。あわせて関係機関、県、市と連携し、対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

栗山議員さんご質問の3点目でございます。

3月定例会議決後の国・県補助金カットにつきましてお答えをいたします。

3月定例会において議決をいただいた市道整備事業予算につきましては、平成21年6月24日の概算要望さらにヒアリング、平成21年11月6日の本要望さらにヒアリングを踏まえ、予算措置をしたものでございます。

しかし、議員さんの質問の中にもございましたように、現在も補助金等の内定状況につきましては、県単補助であります安全快適なみち緊急整備事業、これの2路線、これらについては、要望事業費5000万、補助額1265万円に対しまして、内定はございませんでした。また、国庫補助であります社会資本整備総合交付金事業、これも3路線につきましては、要望事業費2億4711万円に対しまして、内定事業費7720万円。国費が4246万円の内定と大変厳しいものとなっております。

そこで、環境センター連絡道でございます⑦8459号線につきましては、地域再生を支援するため、農林業等の振興や都市・物流拠点等との交流促進を目的とした国補事業である道整備交付金事業へ振りかえをすべく事務手続等に着手をしたところでございます。

また、安全快適なみち緊急整備事業につきましては、内示後、数回要請を行ってきたところでございますが、難しいということでありました。しかし、日常生活における安全性の確保や利便性の向上等、整備の必要性が高いことなどを勘案し、道路事業全体の見直しを行いまして、早急に整備をしていきたいというふうに考えております。

今後とも、道路整備を効果的に進めるためには、補助金が不可欠でありますので、引き続き要望をしまいたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目、道路予算の使途に問題がなかったかというご質問にお答えをいたします。

ご指摘の箇所につきましては、市道⑦7号線の道路改良工事に伴い、既設の長尺U字溝を20センチメートルかさ上げをし、布設がえをしたことにより、段差が生じたため、55平方メートルのすりつけ舗装工事を当初設計に組み入れて実施をしたところでございます。

安全かつ円滑な通行を確保したものでありますので、問題はないと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、7点目1番の下水道無断宅内工事についてお答えをいたします。

無断宅内工事につきましては、これまでも何度かご質問をいただいておりますが、発見後の対応につきましては、市の下水道条例第5条及び第29条で定められているところでございますが、無断宅内工事につきましては、市の指定を受けていない市外あるいは県外の設備業者が施工をしたケース、さらに資格のない個人等が施工したケース等がございます。特定ができれば、始末書等を提出をさせているのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、課長の決裁についてのご質問でございますが、平成21年の定例会でもご答弁を申し上げたとおり、決裁につきましては、市の事務決裁規程に基づき進めているところでございます。

事案の内容や状況等によっては、上司への報告、あるいは相談が必要になると考えられますので、規程にとらわれず協議、検討をするよう、さらに周知を図りたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番の受益者負担金の猶予についてお答えをいたします。

千代田地区の公共下水道地区における猶予につきましては、これまでも何度かお答えを申し

上げているところでございますが、猶予申請の内容を調査するようしてまいったところでございます。その中での数字が出てまいりましたので、ご報告をさせていただきますと、内容としては、面積が2,228.5ヘクタール、約2,411筆となっております。なお、当時の猶予の解除をした件数でございまして、現在までに894件、53ヘクタールとなっております。

また、当時猶予した土地へ公共ますの設置を行った筆数、個数につきましては、現在特定する作業を行っているところでございますので、重ねてご理解をお願いいたします。

次に、関係資料についてでございますが、市のファイリングシステムや当時の担当者からの聞き取り調査を行ってまいったわけでございます。現在、発見ができておりません。引き続き今後も調査をしてまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員の質問にお答えをいたします。

8点目の人事についてであります。職員教育につきましては、ただいま市長から答弁がありましたように、職員研修や組織内の訓示等を柱として行っているところでございます。

管理職の役割としては、職場の雰囲気づくりをし、また、職員の能力を高めるよう指導育成を行うとともに、職員の健康管理に努めることなどがあると考えられます。これらについて、管理職一人一人が自覚を持って職務に当たることが、大変重要であるというふうに考えております。

また、本年度から主任、係長、課長さんへの任用については、昇任試験を導入し、チャレンジ精神や士気の高揚を図るとともに、管理職への登用に当たっては、部下の人材育成や組織運営など管理監督者として役割を主眼に実施し、組織の活性化を図りたいというふうに考えております。

次に、12点目の効率のよい行政運営についてお答えをいたします。

ご質問の内容は、ある一定の業務の遂行を第三者に委託する契約とされる委託契約の中の1つであります随意契約の手法と随意契約による効果かと思っております。

ご承知のとおり随意契約につきましては、契約業務遂行に関し、より一層の適正化が求められているところでございます。地方自治法及び市の財務規則に定められた事項に該当する場合に限り、契約が認められているものでございます。また、これらの随意契約の流れとしては、主管課におきまして伺い書によりまして見積書、さらには随意契約の理由書等を添付し、決裁を受けた後に、契約担当課へ契約依頼が送達される手続をするものでございます。

次に、その効果についてお答えをいたします。

随契によりますと、競争入札による手間を省きまして、特定の資産、信用、能力等のある相手を任意に選定できるため、契約事務上の負担を軽減し、行政事務の効率化と事業完了の時間的削減に寄与されるなどの効果が図られ、ひいては最少の予算で行政運営がされていることになるというふうに思っております。

続きまして、14点目の霞ヶ浦新庁舎の出入り口の関係でございますが、市道㊦2644号線から庁舎に進入する車両による右折レーンの設置の必要性ということでございますが、これまでも栗

山議員さんからのご質問を初め、総務常任委員会などからご指摘をいただいております。庁舎を利用する方の交通安全、危険の解消等を図ることから、現地の調査を行った上で、関係する警察とか土木になると思いますが、そういう関係機関との協議を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

栗山議員さんのご質問10点目の市の防災計画の取り組みにつきましてお答えいたします。

昨今、テレビや新聞などで火災の際の逃げおくれにより、悲惨な報道が多く目につくところでございます。本市においては、平成21年中の火災件数が25件でありました。そのうち、建物火災、住宅火災が12件、負傷者7名で死者はありませんでした。

市消防の火災による死亡事故対策といたしまして、国が積極的に進めています住宅用火災警報器の設置促進であります。平成16年の消防法改正により、一戸建て住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅につきましては、既に平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されています。本市の既存住宅につきましては、市の火災予防条例により、平成23年6月1日から設置義務化となります。

住宅火災では、特に就寝中の火災発生に気づきにくく、逃げおくれしてしまう可能性が高くなりますので、火災を早期に発見することが死亡事故をなくす最良の手段と考えております。住宅用火災警報器を設置することで、万が一火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。

そのようなことから、全世帯に早期に住宅用火災警報器を設置していただき、悲惨な火災事故が発生しないよう、広報及び設置促進活動を実施しているところであります。

なお、2階からの脱出方法につきましては、ベランダ等に脱出用ロープやはしご等を設置しておく方法がありますが、住宅用火災警報器を設置していただき、早期発見、早期避難をしていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

栗山議員の質問中、11点目3番の課税はされていたかというご質問にお答え申し上げます。

土地に対する課税につきましては、所有権を有する権利者ごとに登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目により地目別に定められた価格に基づき評価し、課税をしております。

本市においては、平成22年1月1日現在、課税をすべき筆数が全体で約10万4000筆あり、全筆の現況確認は、実務上困難であることから、その把握等につきましては、土地の異動に係る法務局からの通知、各種の申請や届け出等によるところが実情であります。なお、その課税内容に誤

り等があった場合には、税額更正により対応しているところであります。
今後とも適正課税に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。
以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

答弁漏れないのか。

○議長（桂木庸雄君）

漏れている。

[栗山議員「答弁漏れだよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時16分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

順番異なりますが、そういうことで承願いたいと思います。

間違ってもこれで終わりますなんて言わないでください、議長。何回も言うかもしれないけれども、私、市長に質問しているんだから、詳細については部長でいいかもしれないけれども、大まかなことは市長が答弁するのは当たり前の話だから、そこらのところ議長、きちんと簡明な答弁をしろと言っているんだから、そこきちんとしてくださいよ。

13番の監査委員の関係ですが、監査委員は私がゼロ円の報告というようなことで申し上げましたが、確かにゼロ円を出しております。それはどういうことかということ、持っていた資料を職員の乾に全部精査してもらって、新聞の購読料はいいと、あとはだめですよというからゼロ円で報告しているんです。監査委員はこの資料を、私の見ているか見ていないか、私わからないけれども、担当者から新聞購読料はよしの判断をされましたがというようなことで、あとはだめだというんです。この資料これ事務局に残っているんですよ。だめだということならこれ残さない。新聞購読はさっき申し上げたように、私は政務調査をするために新聞をとっているんじゃないからこれらもご辞退申し上げますと。事務局が精査してだめなものは、これ収支報告出せないじゃない。監査委員はきちんとこういうことまで精査しているのかどうかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

5月21日にヒアリングを実施して、そのときその書類等も内容もある程度見ております。その中で、一応収支報告書がゼロ円であったということです。それらにつきまして、その中で、そう

いう特別に差別とかそういうことはなかったなというふうに、私自身は感じております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長よ、プリンターのインクが、これおれは認めないのがあったわけだね。これ事務局が精査したんですよ。だめだというのはこれ出せないじゃない。ことしはいいというんだよ。だから監査委員に私聞いているんですよ。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長よく聞いてください。事務局が精査してだめだというものは、私は収支報告出せますか。議長、公金使うんですよ。事務局がだめだというものは出せないでしょうこれ。事務局が精査しているんですよ。だから私はゼロ円でこれ出しているんですよ。18番、18番というけど、監査委員にきちんとした簡明な答弁させてくださいよ。

○議長（桂木庸雄君）

議会事務局長 土渡良一君。

[栗山議員「議会事務局に聞いているんじゃないでしょう。監査委員に聞いているんでしょう」と呼ぶ]

○議会事務局長（土渡良一君）

監査委員さんのほうへのご質疑でございますが、補足的な説明ということで、私のほうからご説明いたしたいと思っております。経過等も踏まえまして、ちょっとご説明したいと思っております。

ご指摘の件につきましては、去る平成21年度の某議員さんの収支報告書の中でのパソコンのインク代等々との比較と、あと栗山議員さんの20年度のインク代等のことで差があるということでのご指摘ということかと思っております。

これにつきましては、確かに書類等の審査等のお話ございましたが、具体的には対象内外になる等の協議には至らなかったのが実態であると思っております。

このことにつきましては、先ほど監査委員さんからご説明ありましたように5月21日にヒアリングが実施されまして、私のほうも事務局としても実態等のご報告をさせていただいております。

その中で、監査委員さんからもお話があったように、収支報告書の原則は議員さん個々の意思に基づいて作成しているということもございますので、それらについてもご報告をした次第でございます。

また、あわせまして監査委員さんのほうからは、さらに引き続き、審査に当たっては、条例規則、さらには各種判例等を踏まえ、審査に当たるよう指導を受けたところでございます。

これが経過でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

個々の意思と言っているけどね、私はそうじゃないです。事務局がだめだからと言っているの。

事務局がだめなもの、何もおれはプリンターのインクが欲しくて言っているんじゃないですよ。今年度の政務調査にしたって、私は茨城県知事、国交省の前原大臣、あの人にいろいろ調査したいから、議長から文書で依頼してくれと、これ事務局長にお願いしたんです。それなぜかと言えば、議長から依頼書出さなければ、政務調査費が使えないというような話なんです。一向にやらないんです。なら茨城県知事に行き会うのにね何も議長を通さなくたって会えば会えます。前原さんだって会えます。だけど議長を通してというから。ことによって議長を通したって、先がないなんて事例もあるでしょう。もっときちんとしてくださいよ。監査委員だっておかしいでしょう、これ。だれが考えたって。乾がだめだって言うから俺はゼロで出したんですよ。それでゼロ円だゼロ円だって言うけれども、ゼロ円になるのは当たり前でしょうがな。そんなことをやっているから変な支出になっちゃうんですよ。もうこの点幾らやっても同じだから、次に移りますわ。

1番の1番の関係で、予算措置の財源、きちんと出してもらえないかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

先ほど答弁申し上げましたように、耕作放棄地再生利用緊急対策事業ということで、国・県・市がそれぞれ予算化されてございます。再生事業につきましては、軽度、重度と分かれてございまして、軽度では、軽度というのは刈り払い機で草を刈って、トラクターでロータリーをかければ、農地として復元できるという程度の遊休農地。さらに重度といたしますのは、樹木が出ていまして、それでそれを倒抜しまして、重機で抜根するというようなところのようでございます。

国につきましては、軽度につきましては3万円、それから県につきましては1万5000円、市につきましても1万5000円、合計で6万円。さらに重度でございますが、国につきましては5万円、県につきましては1万5000円、市につきましては2万5000円、合わせまして9万円でございます。

さらに、予算化でございますが、かすみがうら市の予算書でございますが、遊休農地対策事業補助金ということで、232万5000円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

その件については、今答弁したのは私はわかるんです。要するに、先ほどこの問題についても質問された方に地域担い手協議会、土地改良区、あとJAに対して、これ人を使ってこういう事業をやるわけですから、そういうところの補助金とか助成金とか、そういうものをどうするんだと。人を同じ人数でもってこういう事業を進めていったって、決して前に進まない。個々の農家がこういうことをやるのか、補助金についてはわかります。ただ、窓口になるところの補助とか助成とかどうなっているのかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ご答弁申し上げます。

私のほうの説明下手もあるかなと思いますが、遊休農地対策事業と集積事業、これは全く別でございまして、ただいま申し上げました耕作放棄地の再生利用緊急対策事業ということで申し上げましたが、これにつきましては、遊休農地対策事業でございます。また、農地集積事業でございますが、これは1番目の圓城寺議員さんのほうからご質問がありました農地利用集積事業でございます。それにつきましては、農地利用集積円滑化団体、農協、あるいは担い手、市町村が事業主体になりまして、国のほうから、10アール当たり貸借関係が成立すれば2万円が交付されるということでございます。

これは、国・県それから市を通しませんで、事業主体のほうに直接2万円が交付されます。また、2万円の使い道につきましては、先ほど申し上げましたように、貸借関係の地代に全部、あるいは遊休農地を面的に利用するための調査関係の費用、その他集積関係を進めるための事業費に使えるということでございますので、全く集積の事業と遊休農地の対策事業は別でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

1番目の4番について、もう少し具体的に答弁願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

ちょっと聞き取れなかった面もありますが、耕作放棄地の再生利用緊急対策事業……違いますか。

[発言する者あり]

○環境経済部長（山口勝徑君）

そうですか。

[発言する者あり]

○環境経済部長（山口勝徑君）

大変失礼しました。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

先ほど番地のご指摘がありました。個人情報の関係もございまして、この場での答えは差し控えていただきたいと思います。後ほど遵守をお願いし、また、関係機関、県、市と連携し、対応してまいりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

あのですね局長、これ農業委員会でどういう答弁しているの。個人情報とか何とかとって、農業委員会で個人情報もへったくれもないですよ。個人情報なんてやったら議会なんかならないでしょう、何も。違法転用は違反転用であなたも見ているでしょうがな。農業委員会できちんと指導していれば、何もおれは一般質問なんか入れないですよ。前の局長にも話している、きちんと指導したほうがいいんじゃないかと。一向に聞く耳持たない。現況であなたは見ているでしょうがな、ちゃんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

農業委員会として、先ほどご指導という言葉もありましたので、次回農業委員会総会においてご報告またはお諮りしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これ、はっきり市長の土地ですよ。だけど何筆かは、あの農振農用地については、手続を踏んで今告示行為終わったところです。もうすべて終わって農業委員会へ提出されると思います。そういうことを何でここでこういう経過だということと言えないの。農振外すのはこれ産業経済のほうです。我々農業委員会はこういう物件があって、ほかから指摘されて、市長のどうなんだと言われた場合には、何とも言えないでしょう。ただそれだけの話でしょう。3回というからまず終わりますけれども。

次に、市長のほうの関係する農産物加工センターの出入り口の関係、20センチU字溝を上げたというようなことですが、私が調査したところ、確かに高低差はあったと。U字溝は現在のU字溝で20センチ下だと。それで設計してきたらしいです。ところが20センチ高低があれば、大型トラックがバックすれば後ろのリアバンパーが当たると思います。平らなのが一番いいです。今のよう立派な道路ができました。ただ、設計の見直しをやったというような話も私聞いているんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの道路改良工事に関するご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、既設のU字溝を利用しました道路改良工事の設計をしたものでございます。

設計の見直しというお話してございましたが、工事そのものについては、設計の見直しがあったということは、私は報告を受けておりませんし、見直しがされてなく、そのまま工事が施工されたということで報告を受けております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これ設計は県の技術公社ですよ。私は技術公社のほうからちょっと情報が入ったんですが。それで、この出入り口のところは農振農用地なんです。ちょうどひっかかっているんです、2筆。その件については、土木のほうではご存じだったんでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

工事施工中、あるいは工事後につきましても、そういった報告はございませんでしたので、わかりませんでした。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

次に、11番目の1番、農振農用地転用違反の9筆の関係で、建築確認農地転用申請に虚偽がなかったかと、それに課税の関係ですが、まず、課税の関係。課税は全部していますよね。適正に課税をしているかしていないかの話なんです。つい最近、はっきり言いますけれども、宍倉出張所700平米、この固定資産税が8万九千幾らなんです。その近くの市が借りている土地2,800平米、その固定資産税は792円なんです。この2,800平米は年間幾らで借りているかということ、二十七、八万なんです。それから割り出すと、宍倉出張所の土地は、平米当たり8万9000円ですから、2,800というと三十五、六万になるんです。貸して正規な固定資産70メートルぐらいしか払われていませんから。そういうところもあると。課税はしている。適正に課税しているかしていないか。ここで問題は、いろいろ10万筆あつとか何とかといっているかもしれないけれども、私は9筆のことだけしか言っていないです。これだけは忠告しておくね。

それに建築確認の農用地申請に虚偽はなかったかと。さきの議会でもって、市長は当時の条例等は定かでなくて、電柱で建てたというような話されておりましたが、あの地は平成12年8月に法人が建築確認の申請をいたしました。途中で坪井 透に直している。なぜ建築確認したかということ、農業委員会で農地を転用する場合には、建築確認と添付しなければ、市街化調整区域ですから、これ絶対できない。だけど、これ完了検査受けていない。電柱で建てたというのは私が言ったんじゃなくて、市長が答弁したんです。これ市長のものだかわからないけれども、市長がそう答弁したんでは、恐らく建築確認も市長の名前を出しているんですから。そうした場合には、建築確認どおり建てなかったらば、その農地の転用は虚偽の申請というふうになります。

次に、農振農用地転用違反の関係ですが、確かに農振は県のほうは外れて、告示行為も全部終わらして、今度農業委員会に上がってくるかもしれない。そうしたときは、市長、ばつが悪いんじゃないですか。前もって恥かいても、農業委員会でもこういうわけで今こういうふうに行っているからというようなことを一言言っていれば、だれも理解できたと思う。私はこんなところで質問はしたくないですよ。ただし、農業委員会事務局できちんと指導しろというのに一切やらなかった。だからこれ入れたんです。選挙も近いからと、私はそんなこと関係ないです。さらにマルツボ加工センターの1筆ですか、あそこも農地、これ農地転用しています。市街化調整区域

だから。あそこんとしても建築確認おろしている。確かにあのしっかりしているものは建築確認どおりはある程度はつくっていると思う。しかし農業用倉庫だからね、ほかの目的に使ったときには、目的外使用でまずいんです。これは入り口から入って左側の建物です。そこらの事実関係、答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前にもお話し申し上げたとおり、県の指導を受けながら、是正改善をしているところであります。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

県の指導を受けたというかもしれないけれども、市長、もう県の指導を受けて、告示行為も終わって、農業委員会へ提出するだけでしょう。私そう思いますよ、違うでしょうか。県の指導がどういうふうになっているか、私聞きたいです。ただ、県の指導は虚偽の申請については全く知らないでしょう、これは。私は虚偽の申請だと思いますよ。どういう使い方をしているか。それきちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

農業関係の加工等に使われているものと思っております。ただし、加工センターとして、個人的に私もかつては関係しておりましたけれども、個人的なところで。それ以上の答弁につきましては、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

答弁しないというものはしょうがないけど、大株主だと思います、私は。少なくとも電柱で建てた件については、あそこはあのわきに農振農用地も1筆入っています。あとは農地転用していないところもあります。そこに建てております。5年をめどにというけれども、5年めどはめどでいいでしょう。それならば、その建物を使わなければいいんでしょうけど、現に使っている、そういうことです。

次に、CO₂削減の関係ですが、私、前からこの件についてはいろいろ質問しています。生ごみについては、あれは燃やすのではなくて、その他の利用にしたらいんじゃないかと。そのことに対して、ある程度市が持ち出してもいいんじゃないのかなと言っているんですが、一向に前に進まない。幸いなことに、市長のリーフレットを見れば、エコに対するうたい文句もあるようで、具体的にどういうふうに関後されるか、市長に伺います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

環境対策につきましては、議員皆様からもいろいろご指導いただいておりますとおりでございます。

公としましては、先日、霞ヶ浦の庁舎で導入しましたように、太陽光発電等も入れて、公の施設として、先進的にそういったものをつくりながら、皆さん方の環境に対する意識も啓蒙しながら今後進めていきたいと考えています。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

次に、効率のよい行政運営について、1番目の委託契約について。

先ほどは随意契約というようなことなのですが、今度、契約に基づいた公共事業の契約です。

契約はご存じのとおり、予算の性質上、これは年度内完成というのは原理原則であります。そういう中で、入札して、契約するわけです。

契約するからには、その工期内に終わらせるというのは、これは当たり前の話です。そういう中で、この繰越明許の補正なんていうのも上がっているようですが、2644の排水関係の工事でございますが、あれは担当の部署でもって3月31日に完了しましたから、検査管財課のほうに検査をしてくださいよというような依頼がいて、3月31日の午後何時からかわかりませんが、検査に行った。4月1日までの私、あと議員3人います、名前申し上げませんが。あそこは全部完了しましたよと、完了検査が終わりましたよということですよ。これ3月31日までに終われば一番いいんですよ。

ところが、4月2日の夕方になったら今度は繰越明許だと。だれがどのようにやったか、私はわかりません。3月31日繰越明許をやったということは、国・県の補助金入っていますから、当然国・県の了解を得なければ繰越明許というのはできないはずですよ。繰越明許の補正。果たして繰越明許の補正というのはどういうことかなんていろいろ調査した。あれは一部地方債が入っておったんで、その点が繰越明許の補正ですよ。だけど、あの仕事は終わったと言っているんです。終わらないものを繰越明許。終わらなかつたら業者は契約違反でしょう。事実関係きちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

私から今のご質問にお答えをいたします。

この件につきましては、先般の産業建設委員会でもご説明を申し上げたところでございますが、市道2644号線の排水施設整備工事につきまして、3月31日時点で工事が終わったか終わらないかと。この前申し上げましたように、土木部と総務部両方の話を聞きまして、3月31日時点では、竣工検査には至ってなかったということから、竣工検査が終わらなければ、事業が完了したという扱いになりませんので、私のほうから終わらないものについては、繰り越しの手続をとりなさいという指示をいたしました。金額につきましては、ご説明申し上げましたように、契約金額から前払い金額を引いた残りを繰り越したということでございます。

それから、日付の関係のお話もございましたが、4月2日に確かにご指摘があったように協議

はした経緯がございますが、3月31日付ですべて処理をしたという経緯でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

副市長、これ名前はつきり申し上げますが、確認とった人。総務委員長、うちのほうの加固副委員長、圓城寺正道議員、私と竣工検査終わったという確認とっているんです。あなたら4月2日でしょう。当然これ事故繰越になるでしょうがな。担当課は竣工検査が通っていないというなら別ですよ、竣工検査は終わりましたと。担当課に聞いたら、進入道路は設計外の仕事だと。その他は終わっているから完了検査受けましたと。あなたが4月2日に繰越明許しようというようなことを指示したんでしょう、それはあなたがはつきり言っているんだから。これは問題でしょうがな、だれが考えたって。議員4人確認しているんですよ。担当部署だって、進入路だけが、あれは設計外の仕事だと言っているんですよ。それで副市長、どことどこが終わっていないのかちょっと、どことどこが終わっていないか、きちんと答弁してください。国・県へどういう連絡をしたのか。お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

お答えいたします。

ほかの議員さんが3月31日時点で終わっておったというお話を聞いているというご指摘がございましたけれども、担当からも終わったという話を聞いた経緯はございます。ただ、私が申し上げたのは、竣工検査には至っていなかったと。ですから、そういう説明をしたとすれば、それは説明が十分でなかったと思っております。それから、工期的に当然年度を越しますので、4月14日まで工期を延期しております。実際に完成したのは、竣工検査調書によれば、4月12日でございます。それで14日に検査をして完成という扱いでございます。

[栗山議員「議長、簡明な答弁させてよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

現場の出来高、ほとんどでき上がっているというお話は聞きましたが、個別にいわれる工種の中身といいますか、そこまでどこの部分ができておってできなかったかと、そういうことよりも竣工検査に至らなかったということで理解しております。

[栗山議員「違うでしょうよ、議長、3回も・・・きちんと答弁させてくださいよ。議長の責任でしょうがな、これは」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

答弁はしているんですけども。

[栗山議員「答弁はしているんだけど、・・・。議長、あなた簡明な答弁しろと言っているんでしょう、最初に。なんで4月2日に繰越明許できるのよ。できるわけないでしょうがな」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時11分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

この件については、後日またありますので、次に移ります。あと10分あるの、随分あるんだな。道路建設予算の国・県の補助金のカット。どんな理由でこんなにカットされたのか。そこを具体的に答弁願いたいんですが、カットする理由があるでしょうから。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問でございますが、先ほどお答えをしましたように、大変厳しい状況であるというお話があっただけでございます。特別な理由としては、私ももちろんですが、担当のほうでも聞いていないということです。よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これは3月定例会で議決案件ですから。議決案件ですよ。これどこの町村と私は申し上げませんが、私のところと同じようなものがあるんです。ここの町村はどのくらいカットされたかというところと117万8000円だけです、117万8000円。なぜここの市がこんなにカットされるのか。職員の努力が足りないからこういう結果になるのかなと。これはあるところの市長さんが私のところへファクスで送ってよこしたんです。そのカットされた部分が今からほかの事業で補助金がつくつかないか不透明なんですよ、今の段階で。これなんでそういう結果なのか。財政のほうでどうでしょう、答弁お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの土木費の特に県補助金の関係でご指摘をいただきました。

内容につきましては、先ほど担当土木部長のほうからお答えしたような現況でございます。これにつきましては、土木部門、あるいはそれぞれの関係部門で県の関係部門に何度か足を運びまして、要請をしております。そういう中で、土木部長の答弁にありましたように、一部新たな制度で適用していただく、そういうことで今進めているところでございます。

さらに、現在、国からの交付金事業で土木事業を行っております。それらの入札というか仕事の進捗に合わせまして、該当事業について財源の調整ができればということで、担当部門と協議

をしているところでございます。最終的には、起債とかほかの財源確保、この辺についても考慮をしなくてはならない、そういう段階でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

それで、このカットされた、ほとんどカットされているわけですが、㊦8459号線、これは環境センターのほうですね。それから㊧0006号、新治西野寺、これ両方合わせて1億500万くらい要望したんですが、4246万の内示額がないわけでございますが、五輪堂橋については、予算がついているわけです。そのついで予算を全部新治野寺線、そっちのほうへ充てると、担当課が言っているわけですが、ではそのほかの計画したのをどういう財源でこし施工するのか。これ住民に説明したらえらい問題ですよ、これ。私らは旧霞ヶ浦町にありますが、今の霞ヶ浦地区ですが、下大津地区については、特に道路が悪い、狭い。戸崎からこっちへ来る道路なんか特に狭い。私、アグリ街道なんて言っているんだけど、地元には石井幸雄という立派な議員もいるし、その人が一生懸命動けば何とかなるんだろうと思いますけれども。

やっぱり私なりに分析したところ、やっぱり県とのコミュニケーションがとれない、ただそれが一番大事じゃないかなと思う。市長にはこの間ある方がいいチャンスを与えてくれたのに、市長の名前を呼んだけれども、見えなかった。おれかわりに前議長の根当の先生に手を挙げてとおれ言ったんだけど、その踏ん切りもできなかつたようで、そういうことが一番大事じゃないのかなと、私思うんですが、5分前ということで、その他の事業をこし施工できるかできないかわからないけれども、当然、県・国のほうで予算の中で対応しなくてはならない。最終的にどういう対応をするか、市長、最後に答弁お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

関係予算につきましても、ご案内のとおり政権交代等も含めまして大変厳しい状況の中で、職員ともども努力をしているところでございます。

そういった中で、道路関係につきましても、非常に要望の多い基盤整備の事業でありますから、皆様のご指導をいただきながら私どもも精いっぱい努力させていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時20分